

プロジェクト **ASAF 対応**項目 **2017年3月ASAF会議の報告****I. 概要**

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2017年3月6日、7日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2017年3月ASAF会議出席メンバー (2017年3月6日、7日 ロンドン IASB)**(ASAF メンバー)**

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Eui-Hyung Kim 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Lu Jianqiao
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russ Golden 他

(IASB 参加者)

Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

※Hans Hoogervorst IASB 議長は2日間とも欠席した。

2017年3月ASAF会議の議題

議 題	時間	参照ページ
料金規制対象活動	30分	3ページ
事業の定義	90分	8ページ
概念フレームワーク	90分	14ページ

議 題	時間	参照ページ
保険契約	60 分	18 ページ
動的リスク管理	90 分	22 ページ
資本の特徴を有する金融商品	90 分	26 ページ
対称的な期限前償還オプション	45 分	31 ページ
基本財務諸表	30 分	37 ページ
開示に関する取組み	30 分	41 ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF の議題	15 分	44 ページ

今後の日程(予定)

2017年7月6日及び7日

※当初の日程より変更になった。

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、保険契約専門委員会、金融商品専門委員会及び ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 料金規制対象活動

議題の概要

(今回の ASAF 会議の議論の背景)

3. IASB は、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」(以下「料金規制 DP」という。)を公表した。
4. 料金規制 DP に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASB は、2015 年 5 月の IASB ボード会議において、「定義された料金規制」¹を基礎として、料金規制対象活動に関連する三者(料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客)の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。
5. 2016 年 12 月の IASB ボード会議の教育セッションにおいて、IASB スタッフから料金規制の新会計モデル(以下、「新モデル」という。)の概要が提示された。新モデルの概要は次のとおりである。
 - (1) 補足アプローチを採用する。
 - (2) 料金規制の合意から創出される強制可能な権利及び義務に焦点を当てる。
 - (3) 顧客ベースという考え方をを用いる。
6. 2017 年 2 月の IASB ボード会議では、新モデルの「全般的アプローチ」、「対象範囲」及び「規制資産又は規制負債の認識要件」につき、詳細な議論が行われた。
7. なお、ASAF 会議ではこれまで 6 回にわたり本件を議論してきた。
8. 今回の ASAF 会議では、2017 年 2 月の IASB ボード会議で審議された新モデルの各論点及び暫定決定事項につき IASB スタッフから報告があった。

(スタッフ提案：全般的アプローチ及び基本原則)

9. 新モデルの基本原則は、規制対象の財又はサービスを、当該財又はサービスと引き換えに企業が権利を得る報酬を反映した金額で顧客ベースに移転することを描写するように、「規制上の履行の調整額」を認識することである。

¹ 「定義された料金規制」の下では、料金規制対象企業が料金規制の対象となる供給サービスの持続的な利用可能性を確保した上で、顧客からの要請に応じて当該サービスを提供するとともに、政府(料金規制機関)のその他の政策(社会政策、環境政策及び財政政策)を達成するために供給サービス以外の特定の活動を遂行するという、規制上の義務を充足することと引き換えに決定可能な対価の総額(収益必要額)を顧客に請求する権利を与えられる旨が、料金規制機関と当該企業との間の「規制上の合意」によって規定されている。

10. 新モデルは、規制上の合意の開始時点においては企業も顧客ベースも履行を果たしておらず、したがって当該合意が未履行であることを前提にしている。
11. 新モデルは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）と整合的に「移転モデル（企業が財又はサービスを提供したときに収益を認識する。）」を採用する。
12. 新モデルは、補足アプローチを採用する。企業は、他の IFRS 基準を修正せずに適用した後で、新モデルを適用する。規制資産又は規制負債は、他の IFRS 基準で認識されていない範囲においてのみ認識される。

(スタッフ提案：対象範囲)

13. 新モデルの対象範囲判定の要件は次のとおりである。
 - (1) 企業と料金規制機関の双方を拘束する公式の規制上の価格設定（料金設定）の枠組みに従って活動を遂行することを要求する、かつ、
 - (2) 規制上の価格設定の枠組みでは次のすべてを定める。
 - ① 規制料金がどのように計算されるかを設定すること
 - ② 企業の規制上の義務の充足を料金がどのように反映しているかを特定すること
 - ③ 企業と顧客ベースの履行の不均衡の影響について将来の規制料金を調整すること

(スタッフ提案：規制資産及び規制負債の認識要件)

14. 次の事項をすべて満たす場合にのみ、規制資産又は規制負債を認識する。
 - (1) 規制上の調整が、企業の履行が顧客ベースの履行を上回る、又は、下回る程度（すなわち、規制上の合意がもはや未履行ではない程度）から発生する権利又は義務を表象するとき
 - (2) 他の IFRS 基準を適用しても資産又は負債が未だ認識されていないとき
 - (3) 認識された報酬の累計額の重要な戻入れが生じない可能性が非常に高いとき (highly probable)

(2017 年 2 月の IASB ボード会議での審議結果の報告)

15. 2017 年 2 月の IASB ボード会議では、上記スタッフ提案に対して次のとおり暫定決定

された（ただし、一部提案についてはスタッフに追加指示が出された。）ことが報告された。

- (1) 全般的アプローチに関しては、スタッフ提案を支持した。しかし、IASB スタッフにこのアプローチを支える原則を記述した分析を作り直すよう指示した。
- (2) 対象範囲の要件に関しては、スタッフ提案を支持した。
- (3) 規制資産及び規制負債の認識要件に関しては、本資料第 14 項の(1)及び(2)の要件を支える分析を、全般的アプローチを支える原則の記述を作り直す際に精緻化するよう求めた。また、同項(3)の要件を、不確実性並びにそれが認識及び測定に与える影響のより幅広い文脈において再検討することも求めた。

ASAF メンバーへの質問

16. ASAF メンバーには以下の点が質問された。

新モデルに関する上記説明に対して何か質問はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

17. ASBJ からは、特段発言は行っていない。

参加者のその他の発言

18. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 新モデルで提案されている「履行の不均衡」という考え方は理解することが難しい。規制上の義務を履行するためのコストがより多くかかったからといっても、企業が規制上の義務を履行し、顧客ベースは規定された料金を支払っている限り、両者に履行の不均衡は発生していないのではないかと。
- (2) IFRS 第 15 号を補足するアプローチを支持する。ただし、規制対象企業の事業は、IFRS 第 15 号の対象となる部分と新会計基準の対象となる部分が組み合わさっているので、どこまでが IFRS 第 15 号に準拠し、どこからが補足として新基準を適用するのかの切り分けが重要となる。
- (3) IFRS 第 15 号の移転概念を準用することに賛成する。スタッフ提案では、対象取引は公式な料金設定メカニズムとなっている。しかし、政府が不足金を補填する枠組み（これは料金設定メカニズムではないが）も新基準の対象とすべきではないかと。

- (4) 料金規制事業は、顧客ベースとの取引として IFRS 第 15 号だけで対処することが望ましいが、この方法は実務的に複雑になることは理解できる。したがって、実務的には次善の策として補足アプローチはやむをえないのかもしれない。「可能性」の問題とも絡むが、料金改訂の承認が財務諸表作成日後となるときに、承認されることを前提に規制資産又は規制負債を計上するのはいかがなものか。
- (5) ((2)の発言で言及された) 規制対象取引か規制対象外取引かの線引きは、カナダでは明確である。また、((4)の発言で言及された) 料金改訂の承認が財務諸表作成日後となるケースは、実際に多々あるので、報告日における推定に基づいて又は閾値を設けて報告計数を作成する必要があるのではないかと考えている。顧客ベースは、重要な概念であると考えている。なお、ASAF メンバーの協力を得て、料金規制の実証報告資料を作成する作業は順調に進行している。
- (6) 顧客ベースは重要な考え方である。市場規制は、短期間(例えば1年間)で調整されることが想定されているようであるが、実際には長期間(例えば5年間)で調整されることもある。この場合の調整方法として、純粋に料金だけを調整することと、長期間にわたって財又はサービスを提供する義務を履行することによる調整とを区別する必要があるのではないかと考えている。
- (7) 履行よりも対価に焦点を当ててはどうか。例えば、企業が災害から復旧した場合は、企業はより多く履行したというのではなく、それによって顧客から獲得できる対価が増加したと考えるのがよいのではないかと考えている。履行による調整より、対価による調整の方が整合する。
- (8) 他の IFRS 基準を使って通常の処理を行ったあと、新モデルを使って料金規制の特別な処理を補足するというアプローチをとること自体は支持できる。ただ、補足処理を規定する新モデルに IFRS 第 15 号の考え方を準用することには、2つの懸念がある。1つ目は技術的な論点で、規制負債が発生する状況を IFRS 第 15 号の文脈で説明することが困難な点である。2つ目は、IFRS 第 15 号は収益面だけに着目するが、料金規制はコスト面も規制しており、収益とコストの差額(すなわち損益)に着目しないと料金規制の経済実態を反映できないのではないかと考えている。料金規制は純額での損益を調整するものと捉える方がよいのではないかと考えている。
- (9) 信頼性の閾値を設けるのであれば、資産も負債と対称的に扱うべきである。(IASB 理事)
- (10) 新基準は補足アプローチをとる。したがって、((3)の発言で言及された) 政府が不足金を補填する枠組みの場合は、新基準を適用する前に、他の IFRS 基準で処理される

ことになる。(IASB 理事)

- (11) 補足アプローチを支持する。「顧客ベース」、「料金規制の合意」、及び「履行の不均衡」は新しい概念であり、明確化が必要である。

III. 事業の定義

議題の概要

19. IASB と FASB は、関連する会計基準（IFRS 第 3 号「企業結合」及び Topic 805「企業結合」）の適用後レビュー（PIR）で提起された問題に対応するため事業の定義の修正を進め、IASB は 2016 年 6 月に公開草案を公表した（コメントは 2016 年 10 月に締め切られている。）。なお、FASB は IASB に先行して米国会計基準における事業の定義の適用を改善するための会計基準更新書案「企業結合（Topic 805）：事業の定義の明確化」を 2015 年 11 月に公表し、2017 年 1 月に最終基準を公表している。
20. IASB に寄せられたコメントのうち、取得した資産の公正価値が単一の資産に集中しているか否かに基づき、取得した活動又は資産の組合せが事業か否かを判断すること（以下「選別テスト」という。）の追加提案に対するものを踏まえ、IASB は、ASAF メンバーにアドバイスを求めている。
21. 前項に記載した「選別テスト」の概要は以下のとおりである。
 - (1) 事業の定義に基づき、取得した活動又は資産の組合せが事業であるかを判定するためのコストの低減を目的に、取得した総資産の公正価値のほとんどすべてが、単一の識別可能な資産又は類似した（similar）識別可能な資産のグループに集中している場合、活動及び資産の組合せは事業ではないと判断する。
 - (2) 「単一の識別可能な資産」とは、企業結合において単一の識別可能な資産として認識され測定されるであろう資産又は資産グループである。なお、他の有形資産に付随していて、物理的に除去して単独で使用することが、多大なコストの発生又はいずれかの資産の効用若しくは公正価値の大幅な減少を伴ってしかできない有形資産は、単一の識別可能な資産である。
 - (3) 次のような資産は、単一の識別可能な資産に統合したり、類似した識別可能な資産のグループとみなしたりしてはならない。
 - ① 独立して識別可能な有形資産と無形資産
 - ② 異なるクラスの有形資産（例えば、棚卸資産及び製造設備）（単一の識別可能な資産とみなされる要件を満たす場合を除く。）
 - ③ 異なる無形資産クラスの中の識別可能な無形資産（例えば、顧客関連の無形資産、商標、仕掛中の研究開発）
 - ④ 金融資産と非金融資産

- ⑤ 異なるクラスの金融資産（例えば、現金、売掛金、有価証券）
- (4) (1)の規定は、条件を満たせば確定するもの（determinative）であり、反証可能ではない。
22. IASB は、選別テストに関する以下の観点でのアドバイスを求めており、これらの観点は、いずれも ASAF メンバーからのものを含むコメントの内容に基づいている。
- (1) 選別テストの規定は、取得した活動又は資産の組合せが事業か否かを判断するにあたり、次のいずれかのもので位置づけるべきであるか。
- ① 条件を満たせば確定するもの（determinative）
- ② 反証可能な推定（rebuttable presumption）とし、条件を満たしても覆すことができるもの
- ③ 指標（indicator）とし、条件を満たしても必ずしも確定しないもの
- (2) 類似した資産（similar assets）について、追加のガイダンスを設けるべきか。
- (3) 選別テストの判断において、繰延税金資産及び繰延税金負債（本セクションにおいて、以下「税効果項目」という。）を除外して評価を行うべきか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

23. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

（選別テストの位置付けについて）

- (1) 我々は、選別テストにより不適切な結果になることは稀であると理解しており、米国会計基準と整合した結果になることが重要であることも踏まえ、選別テストは「条件を満たせば確定するもの」であることが望ましいと考える。

24. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

25. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

（選別テストの位置付けについて）

- (1) PIR では、資産か事業かの明確化を求める意見が多く、事業か否かの判断が難しい局

面が想定されるため、選別テストにおいて判断や選択の余地を残すよりも「条件を満たせば確定するもの」とすべきであると考えられる。

- (2) 大多数の企業は事業か否かの判別を行う人的資源を持っておらず、選別テストが「条件を満たせば確定するもの」であることは有用であると考ええる。また、IFRSに基づく事業か否かの選別の結果が、米国会計基準によるものと同じになることが望ましいと考える。
- (3) 選別テストの存在により、直感的に事業の取得と思われるものが事業にならない結果になると考えられるが、このような不適切な結果となるものについて、取扱いを明示する必要があるのではないかと。
- (4) ((3)の発言で言及された) 選別テストについては、結果が適切になるか不適切になるかということよりも、企業結合と資産の取得の区分を明確にすることを重視した。資産の取得と企業結合は連続線上にあるにもかかわらず、会計処理が異なるのが問題であり、それはFASBの長期のプロジェクトにおいて扱う予定である。今回は、取得した資産が単一であり、他に資産を識別できない場合には、企業結合ではないということを確認にしたということである。
- (5) ((4)の発言に対し、)「条件を満たせば確定するもの」のように手続を単純化したいのであれば、判断の際に理解しておくことについて具体例を示してほしい。
- (6) 条件を満たせば確定するような選別テストが正当化されるのは、選別テスト以外のガイダンスに基づく評価と同じ結果に至る場合のみであり、また選別テストの作業が簡易なものとも思えないため、「条件を満たせば確定するもの」とすることは反対である。

また、「反証可能な推定」とすることも、反証するために必要な確証の程度などに伴う懸念が残るため、「指標」として位置付けるのが適切であると考ええる。

- (7) 近年の海外での買収をみると、投資不動産や鉱山を目的としているケースが多く、取得の目的となる資産の価値に評価が集中することになるが、このような取得は企業結合であると考えられる。このようなケースにおいて、条件を満たせば確定する選別テストを行った場合、資産の取得として分類されることになる。したがって、選別テストは「反証可能な推定」か「指標」として位置付けることを支持する。
- (8) 取引には、はっきりと白黒をつけられないケースが想定され、選別テストを「条件を満たせば確定するもの」とすることは支持しないが、一方で、公正価値が集中していないことは、資産以外に重要な労働力や契約等が取引に含まれているため、事業とな

る可能性があることを意味し、事業か否かの次の評価段階に適時に進めるためにも「反証可能な推定」とすることが適切だと考える。

- (9) あるメンバーは選別テストを「反証可能な推定」や「指標」とすべきであると考えている。また、あるメンバーは選別テストが不適切な結果になるのであれば、選別テストの中に定性的な要素を加える方向で検討すべきであると考えている。さらに、あるメンバーは選別テストを「条件を満たせば確定するもの」とすべきであると考えているが、不適切な結果に関する懸念を踏まえて「反証可能な推定」とすることも許容されると考えている。
- (10) 事業と資産の違いとして、事業は所有する資産を運用できることであると考えている。公正価値が単一又は類似の資産に集中するケースでも、創業開始直後でのれん価値の創出が少ない企業や、オンラインシステムに価値が集中し棚卸資産などを持たないような小売業の企業など、事業に該当するようなケースが想定される。
- (11) 選別テストを「反証可能な推定」や「指標」とすることで、既に判断要素の多い選別テストの判断の余地を拡大してしまうことになる。米国会計基準では類似した資産に関する記載を含め判断指標が明確であり、米国会計基準に合わせていくことが望ましいと考える。
- (12) 今回の議題は、「細則主義」と「原則主義」、「基準の収斂」と「実務の収斂」について考えさせられる好例だと思われる。細則を設けるならば簡潔かつ明確で拘束力を持つルールが必要であり、原則主義ならばその原則はより明確でなければならない。また、基準が収斂しても実務が収斂するとは限らず、どうすれば実務が収斂するかを検討しなければならないと考えられる。(IASB 理事)
- (13) ((12)の発言に対し、) 複数の規制当局や複数の監査人の存在、その他の要因により、仮に基準の文言が同一であっても、実務が同じ結果に収斂することはないため、目標にする必要はないのではないか。
- (14) オーストラリアが主眼においたのは、実際には企業結合であるものが資産の取得として分類される結果になることであり、選別テストが「条件を満たせば確定するもの」とすべきではないが、事業か否かの選別に労力を要するのであれば、原則主義の範疇において、参考になるガイダンスを追加することで対応する方法が考えられる。
- (15) 選別テストを「条件を満たせば確定するもの」として提案したのは、事業か否かの判断のステップを簡潔にすることであったが、「条件を満たせば確定するもの」としない方向を検討する場合には、そもそも選別テストを導入することの費用対効果など

を分析する必要がある。(IASB Lloyd 副議長)

- (16) ((15)の発言に対し、) 選別テストの実施にかかわらず、事業か否かの判断においては、取得したプロセスが実質的かどうか検討するステップを含んでおり、実質的な評価は行われているのではないか。(IASB スタッフ)
- (17) PIR に対するコメントは、事業の定義を決定することの困難さに関するものであり、条件を満たせば確定する選別テストにより複雑かつ判断要素の多い手続を簡素化できると考えていたが、「反証可能な推定」や「指標」とすることを検討するのであれば、それに伴うリスクも明確にして分析を行うべきである。(IASB 理事)
- (18) ((17)の発言に対し、) 選別テストは「条件を満たせば確定するもの」としないのなら、実施しないことを想定しており、「反証可能な推定」にする場合、新たに反証が可能かの検討が必要となる。
- (19) ((17)の発言に対し、) 改正後の IFRS 第 3 号は PIR で寄せられた懸念には対応できていると考えられ、あとは費用対効果をもとに、選別テストを見直せばよいと考えている。選別テストが簡素になるように新しい観点で検討を行ってほしいと考えている。
- (20) (今回の出発点となった「広告用看板を設置した更地も事業と判断され得る」という例を踏まえ、) 選別テストの位置付けによらず、少なくとも公正価値の集中に関する要件が入ることにより、「広告用看板」の例の問題点は解消されるため、あとは選別テストをどのように位置づけるかについて検討する余地があると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

(類似の資産に関する追加のガイダンスを設けるべきかについて)

- (21) 詳細なガイダンスや設例により、資産が類似しているかどうかを評価する際の考慮要因や決定要因を示すべきであると考えられる。一部のメンバーは、当該要因については、原則主義的な記述により説明されることが望ましいと考えている。
- (22) 「類似」の観点についてはリスクの性質などが考えられるが、基準の文言においては、「類似ではない」例を示すことで、判断において柔軟性を持たせることができると考えられる。
- (23) 資産が類似かどうかを判断する観点は数多く考えられ、類似しているかどうかを考えていくよりも、類似していないかどうかを考える方法は興味深い。(IASB Lloyd 副議長)

(選別テストの評価において、税効果項目を除外すべきかどうかについて)

- (24) 選別テストの結果に影響を与えるものではないため、税効果項目を選別テストの評価において除外することを支持する。
- (25) 取引対価のうち税効果項目に係る部分については、選別テストの評価対象である資産や活動に依存する性質ではなく、評価方法を簡素化することも考慮して、税効果項目を選別テストから除外することを支持する。
- (26) 取得した総資産の公正価値には税金に関連するものも含まれていることを踏まえ、税効果項目を控除することは支持するものの、その方法に関する相当のガイダンスの提供が必要であると考えます。

IV. 概念フレームワーク

議題の概要

26. IASB は、2015 年 5 月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）を公表し、コメント期限は 2015 年 11 月に終了した。
27. IASB は、2016 年 4 月以降、IASB ボード会議において概念 ED の再審議を行い、2017 年 1 月の IASB ボード会議において実質的な審議が終了している。
28. 今回の ASAF 会議では、これまでの ASAF 会議において議論されていない項目に焦点が当てられ、追加的なコメントを示す機会が ASAF メンバーに与えられた。IASB スタッフは、改訂後の概念フレームワークを最終化する前に、当該コメントを検討する予定であるとされている。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

29. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB は、改訂後の概念フレームワークと現行の IFRS 基準との主要な不整合の 1 つとして IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」（以下「IFRIC 第 21 号」という。）の要求事項を識別している。
- (2) この点に関連して、リサーチ・パイプラインにある引当金プロジェクトは、IFRIC 第 21 号のみに対処する予定なのか、あるいは、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）を抜本的に見直す予定なのかを確認したい。また、IASB が考える当該プロジェクトの時間軸を確認したい。

30. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 引当金プロジェクトにおける当初のリサーチは概ね完了しており、残っている作業は、改訂後の概念フレームワークが当該リサーチに与える影響を評価することである。その段階で、IAS 第 37 号の検討に着手すべきかどうか、着手する場合、いつから着手するのか、また、その範囲について、IASB に決定を依頼する予定である。IASB に決定を依頼する時期は確定していないものの、概念フレームワークが最終化された後、数か月以内には当該プロジェクトに着手すべきかどうかの検討を開始する予定である。（IASB スタッフ）

参加者のその他の発言

31. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(非対称としての慎重性)

- (1) 概念 ED の再審議の結果、概念フレームワークでは、財務報告において最も有用な情報を要求する結果として非対称が生じる場合があることを認めるべきであると暫定決定している。我々はこの決定を支持するものの、概念フレームワークには、非対称性が認識及び測定に果たす役割に関するガイダンスを含めるべきであると考えている。

⇒非対称性については、概念フレームワークの第 2 章「有用な財務情報の質的特性」で財務情報の有用性との関連で十分に説明されていることから、当該議論を、第 5 章「認識及び認識の中止」及び第 6 章「測定」に拡張する必要はないと考えている。

(IASB スタッフ)

- (2) IASB にとっての非対称性と、作成者にとっての非対称性を分けて考えるべきである。非対称性は IASB が基準開発に用いるツールであり、作成者が IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(以下「IAS 第 8 号」という。)の会計基準のヒエラルキーに従い概念フレームワークを参照する場合でも、作成者に拡張すべきではないと考える。
- (3) 作成者が IAS 第 8 号の会計基準のヒエラルキーに従い会計方針を作成するケースは稀であり、作成者にとっての非対称性について、概念的な問題はあるものの、実務的な問題は必ずしも生じないのではないかと。(IASB 理事)
- (4) IASB の慎重性と EFRAG 又は欧州における慎重性との違いとしては、欧州におけるエンドースメントの追加要件として慎重性の原則があるが、その影響は小さいと考える。

(報告企業)

- (5) 概念フレームワークの報告企業に関する公開草案では、親子会社関係にない結合事業体やカーブアウトした事業体(法的事業体等の一部分)が報告企業とされる可能性が議論されたと考えている。こうしたタイプの事業体は、経験上、見かけることがあるが、将来的に、これらの事業体に対して、具体的に報告企業の境界線を設けるための追加的なガイダンスが必要であると考えている。

⇒追加的なガイダンスは、会計基準レベルの詳細な記述となることが想定される

め、概念フレームワークには馴染まないのではないか。(IASB スタッフ)

- (6) IFRS を連結財務諸表だけでなく、非連結財務諸表にも適用する場合があるため、非連結財務諸表は、連結財務諸表と異なる役割を有することを認めるべきである。

⇒概念フレームワークでは、連結財務諸表と非連結財務諸表の役割は異なることを認める予定である。(IASB Lloyd 副議長)

- (7) 一般的に、各法域の規制当局が作成すべき財務諸表の種類を決定するため、基準設定主体が財務諸表の範囲を決めることは、難しいのではないかと。(IASB 理事)

(負債の定義)

- (8) 概念 ED の再審議の結果、過去の事象から生じる現在の義務について、法律の制定それ自体では企業に現在の義務を生じさせるのに十分ではなく、企業は現在の法律が適用される活動を実施していなければならないと暫定決定している。この点、企業が活動を行うことなしに義務自体が存在することがないのか確認したい。

⇒義務が存在する上で、企業の何かしらの活動が前提になると考えており、その点が明確に伝わるように結論の根拠において記述したい。(IASB スタッフ)

(未履行契約)

- (9) 未履行契約における経済的資源を交換する権利及び義務は、分離できない結合された権利及び義務として、単一の資産又は負債を構成すると暫定決定しているが、本当に権利と義務を分離できないのかという質問が関係者から示されている。

⇒未履行契約における経済的資源を交換する権利及び義務は相互に依存的であるため、分離することができないとしている。(IASB スタッフ)

- (10) 会計上の未履行契約には、双方が完全に未履行な場合と、双方が比例的・部分的に未履行な場合が含まれるが、法律上は、一方のみが履行している状態も未履行契約とされており、異なっている。この点、未履行契約の定義において明確になるように留意が必要である。

- (11) 未履行契約は、歴史的原価で測定する場合、不利な契約である場合を除き、純額でゼロとなるが、そのような結論に至る根拠を概念フレームワークで明確にすべきではないか。

(表示及び開示)

- (12) 概念フレームワークではキャッシュ・フロー計算書に言及していないが、キャッシ

キャッシュ・フロー計算書は、財務報告の目的を達成する上で有用であり、すべてではないが多くの企業にとって重要であるため、概念フレームワークで言及すべきではないか。

⇒キャッシュ・フロー計算書の位置付けは、会計基準レベルの議論であると考え。
(IASB スタッフ)

(財務業績に関する情報)

- (13) 純損益とその他の包括利益（以下「OCI」という。）の区分は単なる表示の問題ではないと考えており、概念フレームワークにおいて、純損益を定義し、OCIの識別規準を示すことが重要であると考え。

(会計単位)

- (14) 公表予定のIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」という。）の適用にあたり会計単位の問題が生じている。会計単位の問題は会計基準をまたがる横断的な論点であり、概念フレームワークにおいて会計単位に関する原則を開発すべきであると考え。

(草案のレビュー)

- (15) 再審議を踏まえた草案作成は重要と考えているため、草案が最終化される前に、ASAFメンバーが草案をレビューする機会があるのかを確認したい。

⇒ASAFメンバーのコメントを歓迎しており、可能な限りコメントを草案に反映したい。(IASB スタッフ)

V. 保険契約

議題の概要

32. 2016年11月のIASBボード会議では、外部テスト²及び文案作成過程で発見した事項への対応を中心に審議が行われた。また、2016年12月から2017年1月にかけて、暫定決定の内容を反映したIFRS第17号(案)に関する外部レビューが実施された。

33. 当該外部レビューで発見された事項を踏まえた論点について、2017年2月のIASBボード会議で審議が行われた。

34. ASAF会議の概要は、次のとおりである。

(1) IASBの保険契約プロジェクトに関する状況

- 2017年5月に、最終基準(IFRS第17号)を公表する予定である。
- 発効日は2021年1月1日以後開始する事業年度とする。
- IFRS第17号の適用にあたって、3年以上の準備期間を設ける。

(2) 多くの企業において、IFRS第17号の適用は次のような点で課題が多い。

- 現行の会計処理が大幅に変更される。
- 多くの新たな概念が設けられる。
- システム開発等も含めて、実務上の影響が大きい。

(3) IFRS第17号の適用支援活動

- IFRS第17号の公表時に、結論の根拠、設例等の説明文書を同時に公表する。
- 新たな基準の内容について、ウェブキャストや投資家向けの教育文書を通じて説明する。

(4) IFRS第17号の移行リソース・グループ

- IFRS第17号の公表後に、移行リソース・グループを設置する予定である。
- 移行リソース・グループの権限、目的及びメンバーは、今後、決定する。

² 本セクションでは、2016年7月から9月に実施された参加者とテーマを限定したテストを外部テスト(external test)、2016年12月から2017年1月に実施された致命的欠陥の有無のレビュー(fatal flaw review)を外部レビュー(external editorial review)と称している。

35. ASAF 会議における ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。

- (1) ASAF 会議の参加者は、IFRS 第 17 号の適用をどのように支援する予定か。
- (2) ASAF 会議の参加者は、IASB の IFRS 第 17 号の適用支援活動に関してコメントがあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

36. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 各国の基準設定主体は原則として解釈指針を開発できない。その制約のなかにあつて、IASB は、基準設定主体にどのような支援活動を期待しているのか明確化を求めたい。

例えば、ASBJ としては日本から移行リソース・グループのメンバーが選定された場合に、そのメンバーをサポートする、IASB が教育セッションを開催するときにそれをサポートする、といった活動を行うことを検討している。

- (2) 移行リソース・グループは基準の導入にあたって重要な役割を果たす。移行リソース・グループの組成にあたって、地域のバランスが考慮されることが望まれる。

37. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 各法域・国におけるワーキング・グループ等が出てきた疑問等をフィードバックしてほしい。それにより、IASB は各国で問題となっている点を把握することができ、それに対応することができるだろう。(IASB 理事)
- (2) IFRS 第 17 号の導入は大きな挑戦であり、IASB と各国基準設定主体の対話が重要となる。(IASB Lloyd 副議長)

参加者のその他の発言

38. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 基準設定主体が導入のサポートや教育面で果たせる役割は大きくない。ただ、移行リソース・グループについては経験があるので、サポートはできる。また、教育活動については、作成者よりも利用者に対して、保険のビジネスモデルに焦点を当てた形で行うべきである。

- (2) いくつかの会社でテストを行う必要があるのではないか。
- (3) 導入に際してフォローは重要であり、提示されているサポートは評価している。国により大きな違いがあるため、それに即したサポートが必要であり、移行リソース・グループのメンバーの選定にあたっては、その点を考慮する必要がある。また、IFRS に対する理解の促進に向けて、AOSSG を含む地域の基準設定主体と協力すべきである。
- (4) IASB が示している適用支援は適切であり、提示された文書等をアップデートしていくことが重要になる。我々の経験から言えば、投資家に対する教育が重要であり、この経験はフィードバックする。
- (5) オーストラリアでは、IFRS 第 17 号と現行基準の違いに関するウェブ上のセミナーを提供する予定である。また、保険の専門家のパネルがあるが、メンバーを拡大する必要があると思っている。
- (6) IFRS は原則主義であるため、集約レベル等についてさらなるガイダンスが必要である。また、移行リソース・グループについては、保険会社が現在は様々な会計基準を用いて保険契約を会計処理していることを考慮し、多様なメンバーで構成されるべきである。
- (7) EFRAG の保険会計ワーキング・グループは積極的に活動を行っており、移行リソース・グループの活動も含めて貢献する用意がある。
- (8) 導入にあたっては、各国でもガイダンスが必要になるかどうか検討する必要がある。
- (9) カナダにもワーキング・グループがあるが、監査人や作成者に加え、監督者の視点も必要である。また、投資家への教育活動も取り組む必要があるだろう。
- (10) 欧州では会計基準の導入に際して長い時間と様々なプロセスを経ているが、IASB においてもこの会計基準について影響を評価すべきである。また、現在、会計基準の文案が作成されているが、プライシングが規制の影響を受ける場合の取扱いと契約上のサービスマージン (Contractual Service Margin; CSM) の償却については、明確化した方がよいだろう。
- (11) IFRS 第 17 号への移行がこれまでの会計基準の移行と異なる点は、出発点が大きく異なっているということである。(IASB スタッフ)
- (12) 移行リソース・グループをより有益にするためにも、教育活動に時間をかけるべきだという意見が聞かれている。(IASB スタッフ)
- (13) 既にテストは実施しているが、会計基準に対して法域や企業によって異なった解釈

をしており、解決策も異なる可能性がある。問題点を共有するためにも、コミュニケーションが重要である。(IASB 理事)

- (14) 影響を評価することは、会計基準の方向性を示すためにも有益である。また、IFRS 第 17 号は IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)と比べても保険会社の実務を認めている基準となっており、細かいルールを規定することとのバランスが重要である。(IASB 理事)
- (15) 移行リソース・グループにおいて、バランスのとれた解釈を公の場で議論することが目的である。(IASB 理事)
- (16) 移行リソース・グループの運営に関する考え方は基本的に従来と同じであり、聞かれた意見を移行リソース・グループで議論し、その内容を IASB 及び IFRS 解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)に報告することになる。IFRS 第 9 号ではテーマが限定されていたが、IFRS 第 17 号においては、どのような問題を取り扱うかを踏まえ、移行リソース・グループの構成を検討する必要がある。(IASB Lloyd 副議長)
- (17) IASB は影響について詳細に分析しているが、定量的分析については、保険契約の会計処理は各国に差異があるため、必ずしも実施できてはいない。(IASB Lloyd 副議長)

VI. 動的リスク管理

議題の概要

39. EFRAG は、マクロヘッジ会計ともいわれる動的リスク管理のプロジェクトを IASB が進めていくことを支援するために、欧州における 15 の銀行に対するアウトリーチを 2016 年に実施しており、本セッションにおいては、EFRAG の代表者よりアウトリーチの結果について説明がなされた。
40. EFRAG は、マクロヘッジ会計については、欧州において、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）のカーブアウトの対象となっている論点（IFRS 第 9 号が適用された場合でも、この点については変更がない。）に対応して、企業のリスク管理活動を財務諸表に適切に反映する必要があると考えており、今回は、銀行の金利リスク管理活動をより詳細に理解するためにアウトリーチを実施している。

なお、2014 年 4 月に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」におけるポートフォリオ再評価アプローチは、IFRS 第 9 号における償却原価測定の分類を変更するものであり、またヘッジしていない部分の損益の変動性を増幅させ、正味金利収益の安定化という目的と整合しないことから、EFRAG としては賛同できるものではなく、現行のヘッジ会計の要求事項における問題点を解決すべきであると考えている。

41. 銀行の金利リスク管理の目的は、主に正味金利収益の安定化であり、そのためには、投資資金の調達源泉である構造的残高（structural balance）について、モデル化（modelling）によりコア部分を決定して、一定の期間幅に利付資産と構造的残高のコア部分を対応させることが必要となる。構造的残高は主にコア要求払預金及び資本から構成されている。
42. EFRAG のアウトリーチによると、コア部分と非コア部分を区分するコア要求払預金のモデル化の実務は多様であり、固定金利の性質を有するものと仮定するコア要求払預金に 3 年から 15 年の範囲にわたる満期までの期間が割り当てられていた。また、アウトリーチに参加した銀行の半数以上が資本をモデル化していたが、その際の資本は IFRS における資本の定義と整合的なものではなく、実務は非常に多様なものであった。
43. EFRAG 事務局が考える会計上の解決策を検討するにあたっての留意点として、現行のヘッジ会計の要求事項は静的なポジションを前提としているが、実際の金利リスク管理が純額のオープン・ポートフォリオに基づく動的なものであることや、モデル化にあたり行動予測（behaviouralisation）を行う必要があることが挙げられた。
44. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論

が行われた。

- (1) 銀行のリスク管理の実務は、EFRAG の調査に記載したものとどれくらい類似しているか。
- (2) 多様なリスク管理の実務を反映するために、どの程度会計上の解決策を求めるべきか。
- (3) 新しいマクロヘッジ会計の解決策は、強制とすべきか選択とすべきか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

45. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) EFRAG のアウトリーチ及びその結果の共有について感謝する。欧州の銀行の実務に関する情報は、IASB が動的リスク管理プロジェクトを前進させるうえで有用であると考えられる。
- (2) EFRAG のペーパーによると、コア要求払預金のモデル化については多様な実務があることが示されている。我が国の銀行も、詳細は異なるが、欧州の銀行と類似するコア要求払預金のモデル化を行っている。
- (3) 動的リスク管理プロジェクトの目的は、オープン・ポートフォリオに対して現行のヘッジ会計を適用することの困難さに対応することであると考えられるため、ヘッジ会計を適用することが困難と考えられるコア要求払預金に焦点を当てることは、その目的に沿ったものであると考えられる。ただし、動的リスク管理プロジェクトの範囲、すなわちオープン・ポートフォリオに対するヘッジ会計に関連するその他の論点について IASB がどのように考えているのか理解したい。
- (4) 開発する新しいマクロヘッジ会計については、一般ヘッジ会計と整合的に選択適用とすべきであると考えられる。これは、現行のヘッジ会計が選択適用されることについて重大な懸念があると識別しておらず、また高度なリスク管理を行っていない企業にマクロヘッジ会計を強制することは実行可能性の観点から困難であると考えられるためである。

46. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 動的リスク管理プロジェクトにおいては、ヘッジ会計という枠組みにおける検討に限定していないが、結果的にヘッジ会計に対する解決策を開発する可能性はあ

る。(IASB Lloyd 副議長)

参加者のその他の発言

47. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) EFRAG のペーパーは、複雑な領域における主な要素をカバーするものであるが、為替リスクの影響も考慮することがよいのではないかと。IFRS 第 9 号が、オープン・ポートフォリオに対するヘッジ会計の解決策にはなっていないという点には同意する。また、ヘッジ会計を選択適用できるものとするかについては、会計処理の選択肢が多い場合には投資家が混乱する可能性もあるため、事業モデルを考慮したデリバティブの会計処理を検討することも考えられるのではないかと。
- (2) コア要求払預金に対するヘッジ会計のニーズは理解できるが、リスク管理において多様な定義が用いられている資本に対するヘッジ会計のニーズがコア要求払預金と同様に重要なのか疑問である。(IASB スタッフ)
- (3) IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号は混合属性モデルであり、その中でヘッジ会計が容認されている。動的风险管理プロジェクトについては、会計処理方法の問題として対応するのか、または実際のリスク管理を忠実に表現するという問題として対応するのかという根本的な意思決定を早期に行うことが重要であり、後者の場合には動的风险管理に関する会計処理は強制的なものとなると考えられる。
- (4) 韓国の銀行においても、欧州の銀行と同様のリスク管理が見られている。IAS 第 39 号におけるヘッジ会計を改善することが重要であり、経営者による判断に大きく依拠する会計処理を導入するよりは、開示で対応することも考えられる。マクロヘッジ会計を導入する場合には、選択適用が望ましい。
- (5) 動的风险管理プロジェクトの目的として、リスク管理を忠実に表現することとするのか否かについて早期に意思決定する必要があるとあり、その後、個別論点を検討する必要があると考えられる。(IASB 理事)
- (6) 「行動予測」という用語が異なる意味で使用されている可能性があり、混乱が生じるおそれがある。行動予測は、コア部分と非コア部分を区分するために要求払預金等の性質を把握することなのか、または経営者が決定する金利リスク管理の方法に基づき、金利リスク特性を決定することなのか明確ではないと考えられる。また、資本に対するヘッジ会計のニーズは理解が容易でない。(IASB 理事)
- (7) 銀行の金利リスク管理に多様な実務があり、コア要求払預金に割り当てられる満期

までの期間に幅があることが理解できたが、銀行により満期までの期間に幅があることが、経済的な状況が異なることによるものなのか、銀行の評価方法が異なるものによるものなのかが不明である。(IASB Lloyd 副議長)

- (8) 動的リスク管理プロジェクトにおいては、ポジションが動的であることを考慮することや、リスク管理の有効性や行動予測をどのように取り扱うのが重要な課題であると再認識した。(IASB Lloyd 副議長)
- (9) リスク管理と会計処理の不整合についてどの程度まで対応するかが重要であると考えられる。また、金利リスク管理において移動平均金利が使用されていることが、コア要求払預金の実際の行動予測と整合していることなのか理解が困難である。(IASB 理事)
- (10) 動的リスク管理プロジェクトにおいて行動予測を取り扱うことにより、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトに影響があるのかについて検討することが考えられる。(IASB 理事)
- (11) 包括的な解決策を考える場合には、デリバティブの公正価値測定が変動性を増幅させることとなっていることを考慮することも考えられるのではないかと。

VII. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

48. IASB の進める資本の特徴を有する金融商品プロジェクトについて、将来公表される予定のディスカッション・ペーパー（DP）に含められるアプローチ（ガンマアプローチ）の実務上の適用について、次の事例を用いた説明が行われた。

事例 1：外貨建新株予約権

事例 2：公正価値で償還可能な株式

事例 3：自社株式に関する売建プット・オプション

事例 4：累積的優先株式

49. 当該事例は、現行の IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）と分類又は表示が異なる結果となるものであるため、その点について ASAF メンバーの見解が求められた。

（ガンマアプローチの概要）

負債と資本の分類

50. ガンマアプローチでは、次のいずれかの特徴を満たす義務を負債に分類する。
- (1) 清算前に経済的資源を移転する義務（アルファアプローチによる負債の定義）
 - (2) 残余金額と独立した金額で決済される義務（ベータアプローチによる負債の定義）
51. 上記のいずれの特徴も有していない請求権は、資本に分類される。

負債に分類される商品に関する表示

52. ガンマアプローチでは、分類の際に、第 50 項に記載した特徴の 1 つのみを満たし、もう一方の特徴を満たさなかった負債については、財政状態計算書及び財務業績計算書において区分表示が要求される。これらの負債から生じる収益及び費用は、リサイクルリングされない OCI に表示される。

（事例 1：外貨建新株予約権）

53. 事例 1 で想定するのは、固定数の資本性金融商品を引き渡すのと交換に、固定額の外国通貨を受け取るという契約である。
54. 現行の IAS 第 32 号では、当該契約が「外国通貨の株式割当発行の例外」に該当する場

合、資本に分類され、公正価値の変動があっても事後の会計処理は行われない。

55. ガンマアプローチでは第 50 項(2) (ベータアプローチ)のみを満たす負債であるため、区分表示が要求され、収益及び費用はリサイクリングされない OCI に認識される。

(事例 2 : 公正価値で償還される株式)

56. 事例 2 で想定するのは、普通株式と同等の特徴を有するものの、随時、保有者の要求に応じ、その時点の自己の普通株式の公正価値と同額の現金で決済する義務がある株式である。別途、最残余となる普通株式が発行されているため、IAS 第 32 号の「プットブル金融商品の例外」は適用されない。

57. 現行の IAS 第 32 号では負債に分類され、収益及び費用は純損益に認識される。

58. ガンマアプローチでは第 50 項(1) (アルファアプローチ)のみを満たす負債であるため、区分表示が要求され、収益及び費用はリサイクリングされない OCI に認識される。

(事例 3 : 自社株式に係る売建プット・オプション)

59. 事例 3 で想定するのは、固定額の現金と交換に固定数の自社の普通株式を償還する義務を企業が負う契約である。これは、一定期間以内に保有者によって行使可能である。

60. 現行の IAS 第 32 号では、オプション・プレミアムが資本に分類される。また、償還金額の現在価値が負債として認識され、当該負債の金額を資本から振り替えることとされている。

61. ガンマアプローチでは、償還金額の現在価値が第 50 項(1)及び(2)を満たす負債として認識されるが、その他の会計処理については検討中である。

(事例 4 : 累積的優先株式)

62. 事例 4 で想定するのは、固定額の元本に対して毎年一定割合の配当を支払う義務を負う優先株式である。ただし、企業は、当該配当の支払を無期限に延期することができる権利を有しており、繰り延べられた支払は、その期間にわたって複利計算される。

63. 現行の IAS 第 32 号では資本に分類され、公正価値の変動について、事後の会計処理は行われない。

64. ガンマアプローチでは第 50 項(2) (ベータアプローチ)のみを満たす負債であるため、区分表示が要求され、収益及び費用はリサイクリングされない OCI に認識される。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

65. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) ガンマアプローチは、全体的に複雑な印象で、金融商品に関する会計基準の簡素化とは逆行しているように思われる。また、現行のIAS第32号での分類を自己正当化しているのみで、概念フレームワークにおける負債及び資本の定義への影響を考えると、2つの異なる切り口を組み合わせるべきではないと考える。
- (2) 純利益とOCIを峻別するためには理論的根拠が必要であるが、現状、概念フレームワークにおいて純利益が定義されておらず（概念フレームワークの改訂においても純利益を定義する予定もなく）、提案のように、一部の収益及び費用をOCIとする区分表示の理論的根拠が不明である。
- (3) 負債と資本の区分は、損益とすべきものとそうでないものを分けるうえで重要なものである。提案のように負債と資本の区分によって利益の帰属が自動的に決まるとするのではなく、利益が誰に帰属するのかを考慮に入れたうえで負債と資本の区分を検討すべきと考える。

66. ASBJからの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

67. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(全般)

- (1) DPでは測定への影響について議論を行う予定はあるか。一部の商品は、現行の取扱いと分類が変わる可能性があり、測定に関する疑問が生じている。
⇒本プロジェクトの焦点は、負債か資本かの分類と表示である。金融負債の測定はIFRS第9号の問題ではあるものの、最近、公表されたばかりで適用に近いこともあり、IFRS第9号の修正の可能性については極力避けるようにしている。(IASBスタッフ)
- (2) 検討されているアプローチでは現行の取扱いから分類が大きく変わる可能性のある商品があるため、関係者に対しては、影響や根拠について十分にコミュニケーションを図るべきである。

- (3) 複雑な商品を分類だけで情報提供するのは困難なため、開示が重要となる。
- (4) FASB では、負債と資本の区分に関する調査活動を行っており、関係者が負債と資本の区分の本質を理解できるように、判断の過程を追いかけて理解できるような例示を開発している。
- (5) 検討されている事例で、関係者が直面する問題のすべてに対応できる訳ではない。DP では、それぞれの問題に対するアプローチを関係者が見出せるような適切な例示を選択すべきである。
- (6) 例示については、説明をより詳細なものとし、また仕訳も含めるべきであり、特に、OCI を通じた区分表示が要求される負債について説明すべきである。また、現在検討されている単純な商品だけでなく、より複雑な商品の分析も行うべきである。さらに、提案されるアプローチの考え方と概念フレームワークとの関係を明確にすべきである。
- (7) 負債と資本の区分の検討にあたっては、法規制、特に金融規制との関係に留意する必要がある。

⇒規制上の資本の定義と IFRS の資本の定義は相互に影響を及ぼすことはなく、今後、金融監督当局との議論は行う予定であるものの、基本的には両者は別のものであると考えている。(IASB スタッフ)

- (8) 商品の発行者の観点だけでなく、保有者の観点からの影響も考慮すべきである。一部の商品が、資本性金融商品から金融負債となる場合には、保有者側でも資本性金融商品として扱われないことから、当該商品に関する OCI オプションが適用できない影響が生じる。

(事例について)

- (9) 事例 1 については、何ら経済的資源が流出することのない金融商品であるにも関わらず負債とされる根拠が不明である。事例 1 で企業が負っている義務は、100 株の株式を引き渡すオプションであり、特定の金額ではない。

⇒外貨という変数の存在により、残余金額と独立した金額で決済される義務と判断されるためである。今回の資料では、特定の金額という表現を用いているが、分類を行うにあたっては、資料に記載しきれなかった多くの追加的な分析が必要である。DP では、その点も示すようにしたい。(IASB スタッフ)

- (10) 事例 4 については、支払を延期する権利を発行企業が持っているため、これを負債

とする分類は議論が生じる可能性がある。

VIII.対称的な期限前償還オプション

議題の概要

68. IFRS-IC は、IFRS 第9号における金融資産の分類及び測定に関連して、金融資産に「負の補償」が生じる可能性のある「対称的な期限前償還オプション」が付されている場合に、「元本及び利息の支払いのみ (solely payments of principal and interest)」要件³ (以下「SPPI 要件」という。) に影響を与えるかどうかについて質問を受けた。
69. 本論点では、「対称的な期限前償還オプション」とは、借手が、行使時における金融商品の契約上の残存キャッシュ・フローを現在の市場金利で割り引いた金額を反映した金額で期限前償還することを認めるオプションを指しており (したがって、期限前償還額は当初契約条件による元本及び元本残高に対する利息の未払額より上回る可能性もあれば下回る可能性もある。)、「負の補償」とは、借手が「対称的な期限前償還オプション」を行使した場合に、当初契約時からの市場金利の上昇により、オプションを行使された貸手側が、借手に対して補償することになる市場金利の変動による金利差異相当額のことを指している。
70. 2016年11月のIFRS-IC会議では、「負の補償」がIFRS第9号B4.1.11項(b)⁴における「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当するかについて議論された。多くのIFRS-ICメンバーは、同項は、期限前償還オプションを保有する側がオプションを行使することにより、期限前償還を受け入れなければならない相手方への補償が必要と考えられる状況、すなわち、相手側に対し、補償あるいはペナルティを支払う場合(「正の補償」)を想定していると考えられることから、SPPI要件を満たしていないとするIASBスタッフの分析に同意したが、IASBに対し、本論点に関連してIFRS第9号における要求事項の変更を検討するよう提案した。

2016年12月のIASBボード会議において、IASBは特定の対称的な期限前償還オプションに対するIFRS第9号の限定的範囲の修正プロジェクトを基準開発のアジェン

³ SPPI要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有する負債性金融商品は、企業の事業モデルにより、償却原価(IFRS第9号4.1.2項)若しくはFVOCI(OCIを通じて公正価値)(同4.1.2A項)により事後測定される。なお、本論点において、負債性金融商品は期限前償還オプションが付されていないければ、SPPI要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有しており、企業の事業目的により、償却原価若しくはFVOCIに分類されることが前提とされている。

⁴ IFRS第9号B4.1.11項には、以下の定めがある。(強調は事務局による追加)

「以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じる契約条件の例である。

(b) 発行者(すなわち、債務者)が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者(すなわち、債権者)が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額(これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある)を表しているもの」

ダに加えることに同意した。

(2017年1月のIASBボード会議での暫定決定の内容)

71. 2017年1月のIASBボード会議では、対称的な期限前償還オプションについて、次のことを暫定的に決定した。

- (1) 下記の場合に、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産が償却原価での測定、又はOCIを通じた公正価値での測定に適切となるようなIFRS第9号の狭い範囲の修正を提案する（当該金融資産が事業モデルの要件を満たすことが前提となる）。
- i. 当該金融資産がIFRS第9号B4.1.11項(b)の要求事項（契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである期限前償還可能な金融資産）を満たすはずのところ、期限前償還要素の対称的な性質の結果として要求事項を満たさない。かつ、
 - ii. 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である。
- (2) この狭い範囲の修正の発効日を、2018年1月1日以後開始する事業年度（IFRS第9号の発効日と同じ）とすることを提案し、公開草案に、発効日をより遅くして早期適用を認める方が適切かどうかに関する質問を記載する。
- (3) 修正案の遡及適用を要求する。

72. IASBは、前項(1)の狭い範囲の修正案について、次のように考えている。

- (1) 「負の補償」はSPPI要件を支える基本的な融資の取決めの概念⁵とは整合しないが、対称的な期限前償還オプションが既存のIFRS第9号B4.1.11項(b)で取り扱われている「正の補償」と異なる内容のキャッシュ・フローをもたらさないのならば、償却原価の仕組みは機能するであろう。
- (2) SPPI要件を満たさないキャッシュ・フローを生じるような金融資産が償却原価で測定されないように例外の範囲を制限する最も簡単な方法として、当初認識時の期限前償還要素の公正価値が僅少であることを要件として定める。これは、現行のIFRS第9号における他の期限前償還オプションの限定的な例外規定（IFRS第9号B4.1.12項）とも整合する。

73. IASBは、下表のスケジュールでIFRS第9号の修正を進める予定である。なお、2017年2月のIASBボード会議では、本論点は「事項の範囲が狭く、緊急性がある」もので

⁵ IFRS第9号B4.1.7A項には、以下の定めがある。

「元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めでは、貨幣の時間価値（略）及び信用リスクへの対価は、通常は利息の最も重大な要素である。（以下略）」

あるとして、デュー・プロセス監督委員会の承認を受けたうえで、公開草案のコメント期間を通常の最低期間とされている 120 日間ではなく、最短の 30 日間とすることが暫定的に決定されており、今後、IFRS 第 9 号の修正案について公開草案が公表される予定である。

タイムライン	プロジェクト計画
2017年2月	ボードによる審議終了
2017年4月	月末までに公開草案を公表
2017年5月	コメント期間終了 ⁶
2017年6月から7月	ボードによる再審議
2017年10月	月末までに最終改訂版を公表

(ASAF メンバーへの質問事項)

74. 今回の ASAF 会議では、本資料第 71 項に記載した IASB の暫定決定について、コメントがあるか否かが質問事項とされている。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

75. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本論点に関しては、広範な議論の後に IFRS 第 9 号が公表された経緯を考えると、コメント期間を最短にするほどの緊急性はないと考えられる。
- (2) 商品の類型ごとに例外を設けることは、基準の複雑性をより増大することにつながると考えられる。SPPI 要件や基本的な融資の取決めの概念、単純なキャッシュ・フローの考え方を含む IFRS 第 9 号の分類及び測定の考え方について包括的に見直す方がよいと考える。
- (3) IASB による暫定決定の内容について、次の点を懸念している。
 - ① 「合理的な追加の補償」が「正の補償」である場合についても、その内容は市場金利要素のみに限定されるという新たな解釈を与える可能性があるのではないか。

⁶ デュー・プロセス・ハンドブック 6.7 項には次の定めがある。

「IASB は、通常、公開草案に対するコメントについては 120 日の最低期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、IASB は 30 日を下回らないコメント期間を検討することができるが、120 日未満の期間を設定するのは、デュー・プロセス監督委員会と協議して承認を受けた場合のみである。」

- ② 実務において、金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合とする判断が難しいのではないかと。

76. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 最低限、2018年1月1日より前にIFRS第9号の修正が間に合うようにすることを優先してコメント期間を設定している。コメント期間については、デュー・プロセス監督委員会の承認を得ている。IFRS第9号を包括的に見直すことがよいのではないかとという提案は理解できるが、IASBは今回の対応が最も早く本論点に対処できる最善の方法であると考えている。(IASBスタッフ)
- (2) 「合理的な追加の補償」について、市場金利の変動以外の他の要因を含めるべきではなく、これは基準の意図から明確である。IASBはこれを明確にするために何らかの記載を含めたいと考えている。(IASBスタッフ)
- (3) 当初認識時の期限前償還要素の公正価値が僅少かどうかの判断については、IAS第39号では区分処理が必要であったことから、作成者は情報を有していると聞いている。(IASBスタッフ)
- (4) 意見があれば公開草案に対するコメントに記載してほしい。(IASB Lloyd 副議長)

参加者のその他の発言

77. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合とする点に関連して、「合理的な追加の補償」には市場変数などの将来事象により発生するものは含めるべきではない。
- (2) IASBの暫定決定には同意するが、当初認識時の期限前償還要素の公正価値が僅少であるかどうかを判定する追加的なガイダンスが必要である。また、IFRS-ICで本論点を取り上げるにあたり、各国の基準設定主体に対するアウトリーチは実施されていないようであるが、IASBが本論点について、広範かつ緊急性が高いと判断したプロセスについて確認したい。AOSSGメンバーの中でも、対象となる金融資産を保有していたのは1か国のみであった。
⇒IFRS-ICは、要望書に記載された論点について、実務上のばらつきがあるかどうかを調査するためにアウトリーチを実施するが、本論点に関しては、IFRS第9号を適

用済の企業は非常に少ないことから実務上のばらつきはない。したがって、IFRS-IC 会議ではアウトリーチは行わず、本論点の概要を説明したうえで、そのコメントを IASB に提出している。影響の把握という点に関しては、かなり多くの関係者と話している。(IASB スタッフ)

⇒IASB は影響が大きい新基準の導入支援に重点を置いていることから、本論点を取り上げた。本論点に関連する用語の定義等の問題に関しては、公開草案に対するコメントを分析し、導入支援の目的の範囲内で対応できるものと、そうでないもののバランスをとって対応しようとしている。(IASB Lloyd 副議長)

- (3) 本論点に対応することにより、波及効果として他の同じような要望が挙げられる可能性がある。すべてについて議論することは困難であると考えられるため、なぜこの論点に対応するのかを十分に説明する必要があると考えられる。また、EU では、現行のスケジュールでは発効日前にエンドースメント手続が完了しないことが予想される。

- (4) EU では、スイスの他にイギリス、ドイツ、フランス、イタリアでも対称的な期限前償還オプションが存在している。まず、EU ではエンドースメント手続に関する懸念がある。また、本論点が、明確化ではなく実質的な変更であるとするかどうかについて疑問がある。IFRS-IC では、補償はオプションを行使した側が支払うものであるという意見が多かったようであるが、補償をだれが支払うかにかかわらず、補償の内容がより上位の原則である元本と利息のみであるかどうかによって SPPI 要件を満たしているかを考えるべきである。なお、スイスでは「負の補償」は基本的な融資の取決めと完全に整合していると理解されている。

⇒個人的には、IFRS 第 9 号が個人の考えによって元本及び利息が決まるとしているわけではないということを改めて明確に示す機会でもあると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

⇒IFRS 第 9 号は、「合理的な補償」の内容は市場環境によって異なるという見解をとっておらず、柔軟に解釈できる余地は少ないと考えている。(IASB スタッフ)

- (5) 本論点について、新たな解決策をこれから考えるのであれば、IAS 第 39 号における組込デリバティブの区分処理も、最も目的適合性のある情報を提供する選択肢の一つとして考えられるのではないかと。
- (6) カナダではエンドースメント手続の問題の他に、翻訳に対応するための時間が必要である。また、IFRS は信用組合や小規模組織にも適用されることから、期限前償還要素の公正価値が僅少であるかどうかの判断も含め、十分に理解するための導入支

援が必要である。

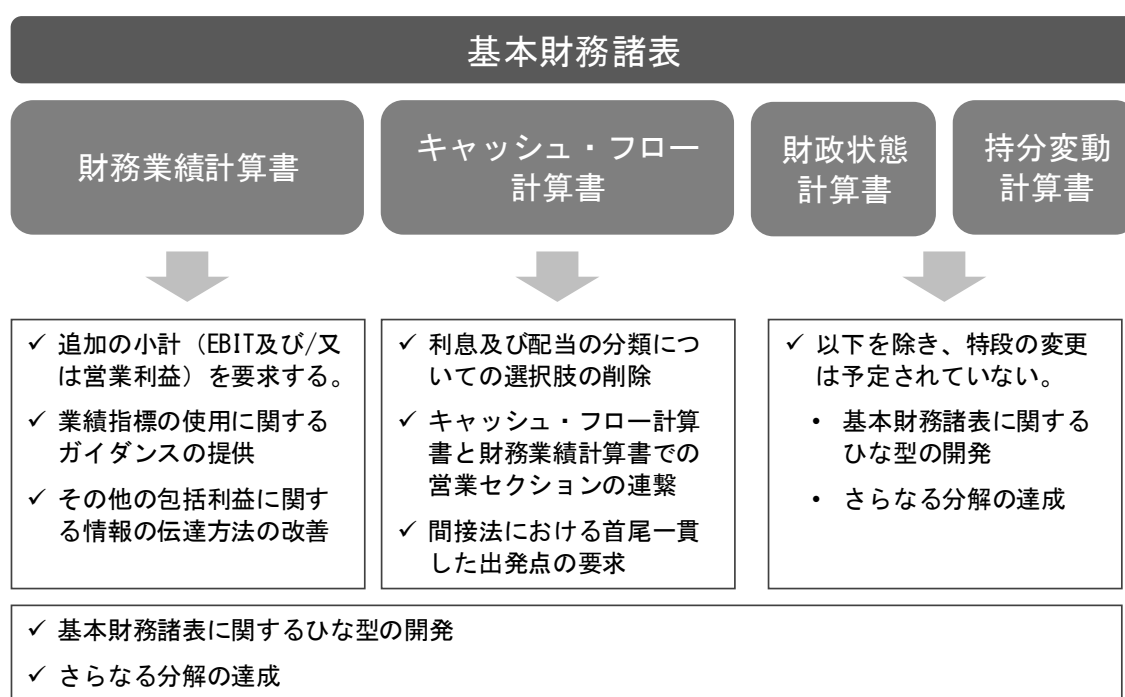
- (7) IASB の決定及び修正をなるべく早く完了させる取組みを支持する。ただし、中国は近く IFRS 第9号に完全にコンバージェンスした金融商品会計基準を公表する予定であり、いったん会計基準を公表するとその修正が困難であるため、公開草案を早期に入手して文言等を確認したい。
- (8) IASB の暫定決定を支持する。オーストラリアでは、対称的な期限前償還オプションが存在している。該当する金融資産を取得する場合でも、期限前償還要素の公正価値が僅少であると判断できるかという点について懸念が残っている。
- (9) 金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合という要件を設ける目的について疑問がある。金融資産の組成時には期限前償還要素が僅少又はゼロとなるように設計されていても、本論点の対象となる期限前償還要素の公正価値は市場金利に連動するものであることから、同じ商品を一年後に購入する場合、当初認識時点における期限前償還要素の公正価値は僅少ではない可能性がある。

IX. 基本財務諸表

議題の概要

78. IASB の進める基本財務諸表プロジェクトの範囲と、基本財務諸表の表示に関する「考えられるアプローチ」について説明が行われ、ASAF メンバーの見解が求められた。

79. 本プロジェクトの範囲は、次のとおりである。

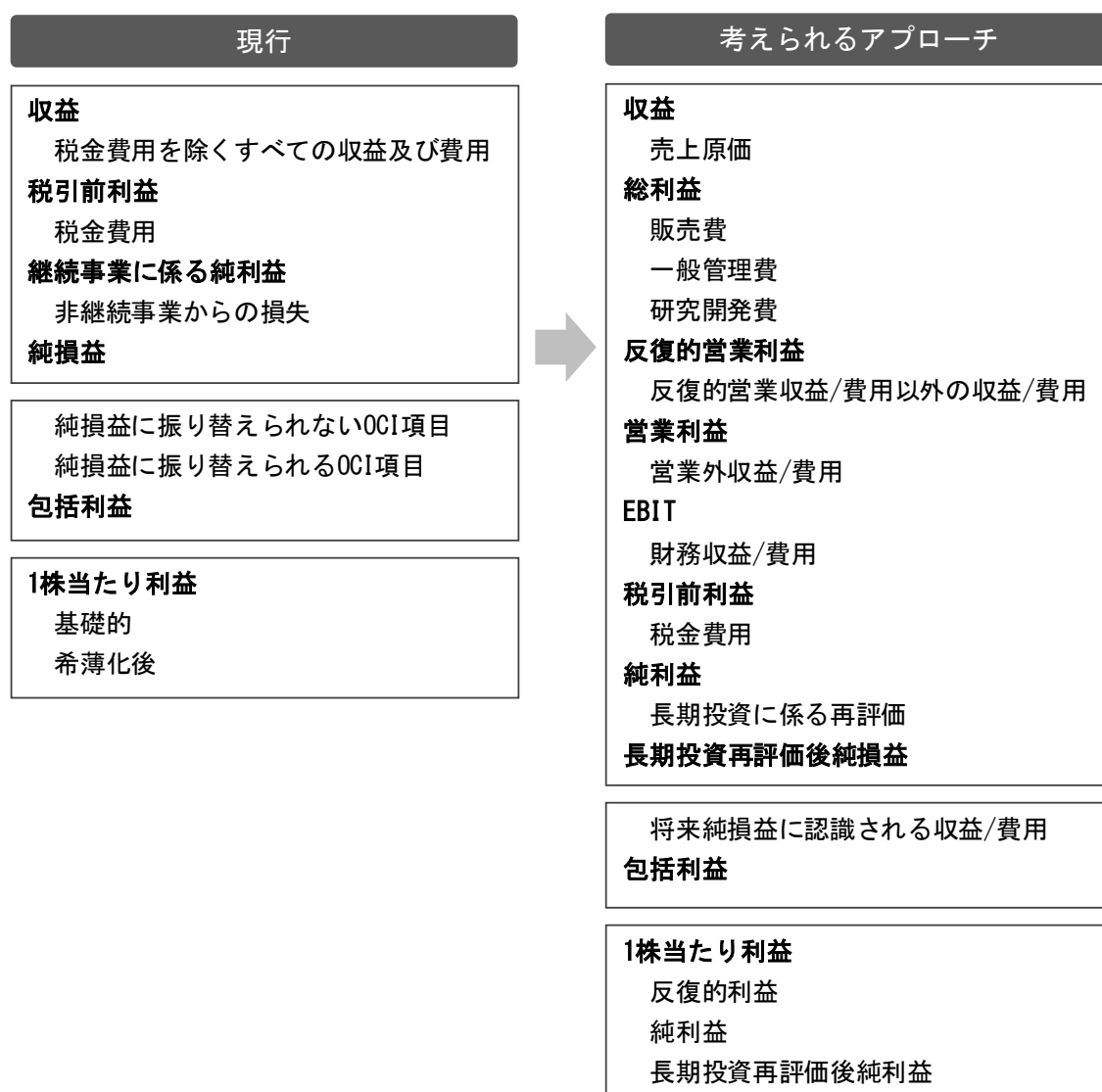


80. IASB から提示された基本財務諸表の表示に関する「考えられるアプローチ」は、次のとおりである。

- (1) 「EBIT⁷」に係る小計の要求
- (2) 「営業利益」に係る小計の要求
- (3) 反復的でない項目等を除いた業績指標に関するガイダンスの提供
 - ① 「反復的営業利益」に係る小計の要求
 - ② 代替的「1株当たり利益」の導入
- (4) OCI に関する情報のより良い伝達方法

⁷ Earnings before Interests and Taxes (利息及び税金費用控除前利益)

- (5) 営業活動によるキャッシュ・フローの焦点を絞った改善
 - (6) 業種別の基本財務諸表のひな型の提供
 - (7) 基本財務諸表における項目の分解に関する原則の開発
81. 財務業績計算書について、現行の表示と上述の「考えられるアプローチ」を比較すると、次のようになる。



ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

82. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は純損益が非常に重要だと考えている。OCI項目のコミュニケーションは、どのように財務業績を示すのかという観点から議論されるべきである。提案された純損益の表示は奇妙であり、この提案で進める場合には反対することになる。
- (2) 財務業績計算書に新たな小計を要求する場合、IASBは、その目的を示すとともに、利用者が当該小計をどのように使用するのかを説明すべきである。単に利用者が必要としているというだけでは、作成者を納得させることはできない。
- (3) 業種別のひな型については、1つの企業で複数の業種にまたがって事業を営むことがあることから、ひな型の使用を強制せず、例示として提供するにとどめるべきである。

83. ASBJからの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

84. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) あるメンバーは、IASBは、財務諸表のひな型を開発するのではなく、財務諸表の構成及び内容に関する原則及びガイダンスを開発すべきと提案した。別のメンバーは、営業利益は、コア事業及び主要な活動の業績を反映させるべきとして、営業利益に関する一般原則（透明性、比較可能性及び首尾一貫性）を提案した。AOSSGメンバーは全体的に、OCIの使用に関する堅牢な基礎原則を開発すべきと考えている。また、注記において明確にOCI項目の性質を説明し、基本財務諸表から参照することを要求すべきという意見も聞かれた。
- (2) 異なる法域間で比較可能にすることは困難だが、比較可能性が重要である。また、デジタル化が進む現状において、タクソノミによる表示の標準化についても考慮すべきである。反復的でない項目の取扱いには、多様性が認められるため、明確化が必要である。OCIについては、非常に曖昧であるため明確化が必要であり、また、OCI項目の予測可能性及び情報価値が重要である。
- (3) 営業利益や反復的利益については、作成者が混乱しないよう、少なくとも原則ベースのサポートが必要である。また、代替的業績指標（Alternative Performance Measures; APM）の使用については、注意が必要である。企業に過度に自由度を認め

ると、有用な情報を提供せず、誤解を招いてしまうと考えるが、現状は過度の自由度が認められていると考える。規範的に小計を定義しようとすればするほど、代替的業績指標が使用され、誤解を招くような結果となる危険が大きくなる。

- (4) ある程度の自由度を企業に認める必要がある。また、IAS 第1号「財務諸表の表示」は、費用の配列について性質別表示と機能別表示の2つの方法から選択することを認めているが、中国では、機能別表示が要求されており、性質別表示は認められていない。このため、費用の表示方法に係る選択肢が削除された場合、中国の企業にとっては大きな問題となる。ITシステムや過年度の比較情報の取扱いなどで問題が生じると考えている。
- (5) ひな型の開発は悪くはないが、IASBが公表するものであるため、権威あるものとして取り扱われる可能性があり、注意が必要である。ひな型(template)という用語の使用も避けた方がよい。また、EBITの定義は実務的であり、実現可能であると考えられるが、一方で、営業利益の定義は簡単ではないだろう。「反復的でない(non-recurring)」という用語は、予測可能性のある言葉であるが、間違った見積りをさせてしまう可能性があり、より良い用語を検討すべきと考える。OCIにおける「長期投資に係る再評価」という用語は、適切ではないと考える。IFRS第9号で認められるOCIオプションは、長期保有か否かに関わらず適用可能であるためである。
- (6) 南アフリカでは、上場企業は見出し利益(headline earnings)と呼ばれる段階利益を開示することが求められている。これは、持続可能な利益ではないが、資本活動から生じる結果と事業活動から生じる結果を区分する意味を有している。標準化が行われても、利用者によって異なる分析が行われるため、数値の調整がなくなることはないだろう。
- (7) カナダにおいて実施したパネル・ディスカッションでは、監査済財務諸表が、依然として目的適合性のある情報であることが確認された。また、代替的業績指標についても関心が高かったが、これについても監査の対象とすべきだという意見が聞かれた。
- (8) 業種別のひな型については、様々な企業形態に合致するひな型の開発が可能かどうか疑問であるため、一般的な表示に関する原則とするのが好ましい。ブラジルではEBITDAのような非GAAP情報の開示が求められたが、同時に最終利益との調整表の開示も求められた。したがって、提案された小計について検討する点には賛成だが、その小計がどのように算定されたのかに関する説明も必要であると考えられる。

X. 開示に関する取組み

議題の概要

85. IASB スタッフから開示原則ディスカッション・ペーパー（以下「開示原則 DP」という。）が扱う領域の概要及び開示原則 DP に関して予定しているアウトリーチが次のように説明され、当該アウトリーチの計画に関する ASAF メンバーの見解が求められた。

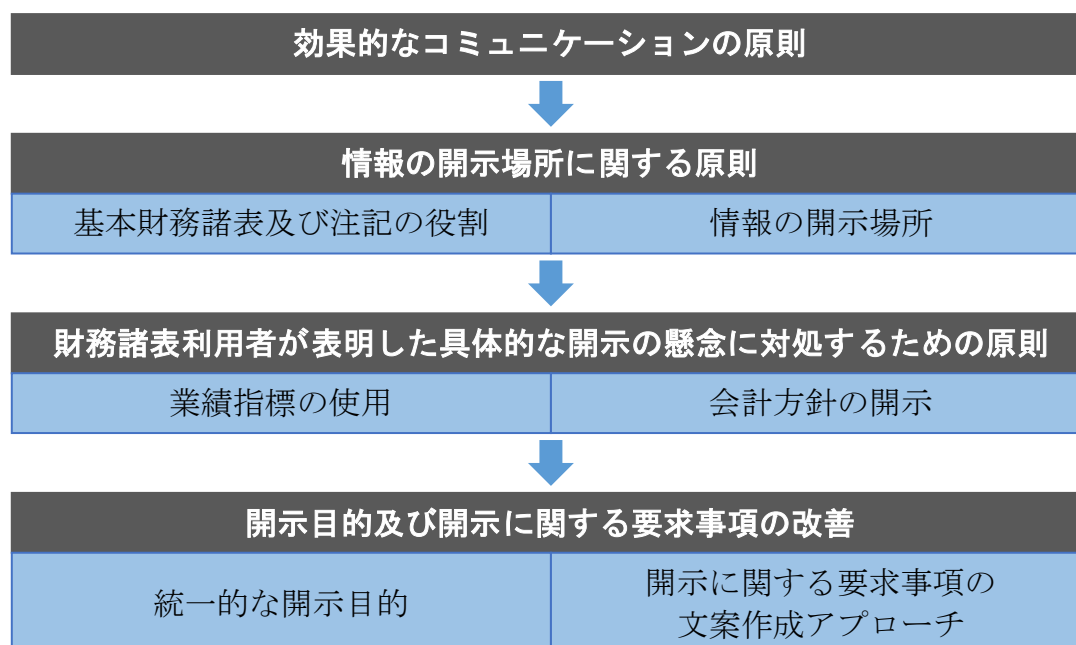
（開示原則 DP の目的）

86. 開示原則 DP の目的は、次のとおりである。

- (1) 企業（作成者）が、開示に関してより良い判断を行使し、より効果的にコミュニケーションを行う助けとなること
- (2) 財務諸表の主たる利用者のための開示を改善すること
- (3) IASB が、IFRS 基準の開示に関する要求事項を改善する助けとなること

（開示原則 DP が扱う領域の概要）

87. 開示原則 DP が扱う領域の概要は、次のとおりである。



(開示原則 DP に係るアウトリーチ)

88. 次の形式によるアウトリーチが予定されている。

- (1) ASAF、CMAC、GPF などの諮問機関とのディスカッション
- (2) すべての利害関係者を含めたディスカッション又はラウンドテーブル
- (3) 財務諸表利用者への焦点を絞ったアウトリーチ（各利用者に関連する直接的なトピックについて議論するため）
- (4) 各国基準設定主体の支援により組織されるアウトリーチ

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

89. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我が国の利害関係者は本プロジェクトに非常に興味があり、IASB ボードメンバー及びスタッフがアウトリーチのために我が国に来ることを歓迎する。もし我が国に来ることになれば、ASBJ として当該アウトリーチを支援したいと考えている。
- (2) 利用者に対するアウトリーチでは、利用者をひとくくりにせず、様々な種類の利用者の声を聞けるように計画することを提案する。ただし、利用者に焦点を当てすぎず、作成者と利用者の見解のバランスをとることも重要と考えている。

90. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

91. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 各国基準設定主体と協力して欧州の様々な場所でアウトリーチを実施する予定であり、IASB のプロジェクト・チームからの参加を歓迎する。
- (2) アウトリーチに関しては、開示原則 DP の文書全体を一通り概観し、基本財務諸表など近辺のプロジェクトにも触れるような、利害関係者に対する 2~3 時間の啓蒙活動ともいべき活動を行う予定である。
- (3) アウトリーチについては、教育的なものから、参加者に回答させるワークショップ形式のものなど様々な形式のものを検討できるのではないかと。
- (4) 本プロジェクトを大いに支持しており、それに加えて、コミュニケーションの改善に

関係する基本財務諸表などを含む、より広範な内容に関するアウトリーチを計画している。

- (5) 香港、マレーシア及び韓国では、現地の利害関係者に対する焦点を絞ったアウトリーチを計画しており、その成果については IASB と共有できると考えている。IFRS 財団による教育目的のワークショップを日本で 8 月に開催する予定であるため、開示原則 DP に関するアジア・オセアニア地域におけるアウトリーチをこのワークショップと一緒にを行うことを提案する。
- (6) 利用者だけではなく、学者、監査人、規制当局及び作成者とも話をすることを計画しており、かなり広範なアウトリーチを実施する予定である。

XI. プロジェクトの近況報告と ASAF の議題

議題の概要

92. 本セッションにおいては、IASB スタッフからアジェンダペーパーが次の3つに分かれている旨の説明があった。本セッションでは、2017年7月開催予定のASAF会議の議題の内容及びIASBの作業計画の2つについて議論が行われた。

(1) 2017年7月開催予定のASAF会議における議題案(付録A)

(2) IASBの作業計画のアップデート(付録B)

(3) 2016年12月のASAF会議におけるASAFメンバーのフィードバック及びIASBスタッフ又IASBがどのようにフィードバックを活用したのかの要約(付録C)

93. 付録Aにおいて、IASBスタッフは次の項目を2017年7月開催予定のASAF会議の議題に設定することを提案している。

(1) 開示に関する取組み-開示原則

(2) 開示に関する取組み-重要性の定義

(3) 基本財務諸表

(4) のれん及び減損

(5) 料金規制対象活動

(6) 有形固定資産- 試運転収入 (IAS第16号「有形固定資産」の修正)

(7) IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー

(8) プロジェクトの近況報告とASAFの議題

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

94. ASBJからは、特段発言は行っていない。

参加者のその他の発言

95. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(2017年7月開催予定のASAF会議の議題)

(1) 2017年7月開催予定のASAF会議の議題に提案されている開示に関する取組みにお

ける開示原則及び重要性の定義については、次の理由から 2017 年 9 月開催予定の ASAF 会議の議題として設定する方が良いのではないかと。

- ① 開示原則 DP の公表が 2017 年 4 月に予定され、その後、自国の利害関係者に対してアウトリーチを実施することを予定している ASAF メンバーがいることから、2017 年 7 月に意見集約が図られていない状況にある可能性があること
- ② 2017 年 7 月開催予定の ASAF 会議が、重要性の定義に関する公開草案の公表直後となる予定であること

⇒いただいた意見を踏まえて検討する。(IASB Lloyd 副議長)

(IASB の作業計画のアップデート)

- (2) 現在、リサーチ・パイプラインにあるインフレーション・プロジェクトの方向性を教えてほしい。

⇒リサーチ・パイプラインにあるプロジェクトについては、少なくとも今後 2~3 か月以内に作業を再開する予定はない。(IASB スタッフ)

⇒今後の方向性については、GLASS が現在実施している調査の結果を見てから検討することを考えている。(IASB スタッフ)

- (3) 共通支配下の企業結合のリサーチ・プロジェクトが、2017 年 7 月までに進展する予定があるかを教えてほしい。

⇒当該プロジェクトは、ここ数か月間活動を休止しており、およそ 2~3 か月以内に作業を再開する予定である。したがって、7 月までに進展することは難しいと考えている。(IASB スタッフ)

以上